

## 第2回播磨町人権尊重まちづくり検討委員会議事録要旨

日時：令和6年8月28日(水)14:00～

場所：播磨町役場第2庁舎 会議室2

	<p>&lt; 1 教育長挨拶 &gt;</p>
<p>委員長 委員 事務局</p>	<p>&lt; 2 協議事項 &gt; (1) 住民意識調査について(事務局より説明) 【1 あなた自身について】の中から何か意見は？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問2で生年月を記入するのは何の為か。</li> <li>・年代層別の統計を取ることでクロス集計をし、年代別の考え方の違いを知るためである。</li> </ul>
<p>委員長 委員 委員 事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生年月日の何月まで記入する必要はあるか。</li> <li>・特段問題はないのではないか。</li> <li>・問3は21の地域に分かれているが、コミセン区ごとに4つに分けるだけでいいのではないか。</li> <li>・今年度の単純集計においては4コミセン区の地区名で集計できたらと思っている。ただ、住所は分かっている自分でも自分のコミセン区が分からない人もいる。そういう方の為に細かく町名の項目を挙げている。</li> </ul>
<p>委員長 委員長</p>	<p>【2 人権問題について】の中から何か意見は？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問4-「1.1 社会福祉施設などでの施設職員からの不当な取扱い」は、後の質問の中でも出てくるので統一すると、「社会福祉施設・病院などでの施設職員からの不当な取扱い」にした方がいいのではないか。</li> </ul>
<p>事務局 委員長 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更する。</li> <li>【3 個別の人権問題に関する意識について】の中から何か意見は？</li> <li>・問6-「3子ども」や「4高齢者」は何歳を指すのか。</li> <li>そして「5障害者」は、「(児)」を付け加えた方がいいのではないか。</li> </ul>
<p>事務局 委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問6-「3子ども」「4高齢者」は、各種法令等により定義が異なるため、各回答者の認識に任せることとする。「5障害者」は「障害者(児)」に変更する。</li> <li>・問6-「8外国人(ヘイトスピーチ)」は、「8外国人(ヘイトスピーチを含む)」の方がいいのではないか。</li> </ul>
<p>事務局 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更する。</li> <li>・問7-5と問8-5「配偶者やパートナーからの暴力などのドメスティック・バイオレンス」は、「配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)」とすべきではないか。</li> </ul>
<p>事務局 委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更する。</li> <li>・問6-「1.6 LGBTQなどの性的マイノリティ」の性的マイノリティは価値観が入ってしまうので、「LGBTQなど」または「LGB</li> </ul>

事務局 委員長	<p>TQなどの多様な性」にした方がいいと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討する。</li> <li>・問9の項目に、ヤングケアラーに関することを追加した方がいいのではないか。</li> </ul>
事務局 委員長 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問9-「7家族の介護や日常生活上のケアを過度に行っていること(ヤングケアラー)」を追加する。</li> <li>・問11の質問文の「障害者」は「障害者(児)」にすべき。</li> <li>・問15～17に関して、ヘイトスピーチという概念は人によっては馴染みがなく難しいと思われるが、質問の内容等はこのままでいいか。</li> <li>・ヘイトスピーチ自体は全国的には多い差別事象であるが、播磨町では自分達は(〇〇委員・〇〇委員)は受けたことがない。質問の内容は分かりやすく、言葉をつけ加えたりせずにこのままでいいと思われる。</li> </ul>
委員	<p>【4 人権問題の解決のための方策について】の中から何か意見は？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無いようなので、以上を踏まえ事務局で修正したものをアンケートとして作成していただくこととする。</li> </ul>
委員長	
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート最初の町長の挨拶文の中で、「播磨町では、すべての人権が」に今回直していただいたが、「播磨町では、すべての人の人権が」にした方がいいのではないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更する。</li> </ul>
委員長	<p>(2) 条例の名称について (事務局より説明)</p> <p>事務局案④『播磨町人権尊重のまちづくり条例』に決定する。</p>
委員	<p>(3) 条例の骨子案及び概要について (事務局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重のまちづくり条例を制定することは誰も反対しないと思う。ただ、案①か案②か決めるにあたり、特に案②は行政行為が厳しく決められており、憲法論争になるような内容まで記載されている。どのような条例を作り、行政行為を行おうとしているのか。条例の制定にあたり、町としてのスタンスや覚悟等を聞いておきたい。決意表明を聞いてからの方が発言内容も変わるのではないかと思う。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員が話されたようなことは、委員会を立ち上げる前に、町長・副町長・事務局とで話し合いをしてきた。条例を制定すると、それをもとに行政を進めていかなければならない。覚悟をもって条例の制定に臨んでいることは間違いない。ただ、細かすぎると縛りがきつくなり過ぎる。ある程度大まかなことはおさえながら、今ある行政のないところも条例によって作っていく。すべての町民の人権が侵害されないように、今まで以上に子どもから高齢者まで教育や啓発を行っていく必</li> </ul>

<p>委員</p>	<p>要はあるだろう。また、問題が起きた時の対処法が必要で、その為の最低限の調査委員会を作ることを町長は考えている。常に町長とも情報を共有しながら制定に向けて進めていくので多様な意見をお聞かせ願いたい。</p>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• いいモノを作っても効力がないのを今まで見てきた。特に人権というものは差別を受けた側にとっては深い傷であり、罰することを望む訳ではないが、抑止力になるのであれば入れた方がいいのではないのか。罰則までを視野に入れているのか。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 比較対照表のP 5・6を見てもらうと、案②では被害を受けられた方から申し出があった場合、「助言及びあっせん並びに勧告」の記載があるように、行政がそういうところまで踏み込んで行う組織を作る可能性があることまで考えている。できるかどうか内容を検討しなければならないことは多々あるとは思いますが、この辺がキーワードになっていくことになるだろうとは認識している。案①にこの内容を付け加える方法もある。</li> </ul>
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 罰則をつけるとなると執行力が必要で、法律上、執行権限があるかどうかは非常に難しいと思われる。役所間の合議や警察との関係なども考えなければならない。強制力を持たせるのは大変なこと。条例を制定後に推進計画を作ることになると思うが、仮に条例を改正する場合等は議会への上程等、手続きが大変で時間もかかる。特に案②でいく場合は様々なことを勘案した上で、相当の覚悟をもって進めていく必要があると思う。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 案①と案②は、時間的な制約の為に2つの案を出しているのもあって、別の案を出すことも可能か？ 2案は簡単に言うと、案①は差別を禁止するとともに、気を付けましょう。案②は差別事象の申し出があった場合に取り締まっていけるくらいの実行力のあるもの。ただ、現実問題として、差別があったかなかったか、言ったか言わないかくらいから始まると思うが、最終的に町として裁判に立ち会うくらいまでのスタンスでいくのかどうか。すべて役場の担当課でできるのかどうか。第三者機関に委託するのも1つの方法かもしれない。法律化してしまうのか、あるいは性善説に基づいて皆さんで気をつけましょうという程度にとどめるのかどうか。</li> <li>• 委員の言われるとおり、案①の差別はこういうものがあり、その差別はダメですよ。皆さんで無くすように努めましょう。案②はより具体的に書かれており、差別事象の申し立てがあった場合に、町が調査して人権委員会等を立ち上げ、そこで意見聴取をしてどのように解決していくか話し合うことまで定められている。町長はその第三者委員会までを立ち上げるつもりでいる。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権問題は憲法の三原則である『基本的人権の尊重』の中に入っており、地方の条例を使わなくても民事訴訟で解決していくことも考えられる。案②の中に勧告権や調査権とあるが、身分証明書を見せて調査することがこの条例でどこまでできるのか法律判断がかなり難しいと思われる。決めてしまえばきちんと進めていくのだろうが、色々な丁寧に議論すべき問題がありすぎるのは確かである。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この場は色々な専門性のある方たちに集まっていたいており、様々な角度から意見を言ってほしいと思っている。条例素案は次回に提案させていただくが、今のところは両極端の2案を出させてもらっている。2案の中庸ももちろんあり得る。その辺りの意見をどんどん言っていただきたい。</li> <li>・2案共に実際に成立している条例であって、組織としてどこまでするのか、どこまで耐えうるのか、また、行動力が伴うのかによって決まってくると思われる。町長もここで決まったことは実行する覚悟である。</li> </ul> <p>ただ、組織のことに関しては今後の話になるし、条例というものは議会の承認が必要で、変更をするのはなかなか難しいことなので、条例は大まかな総則程度のものに留め、実際の実行的な内容は規則を別に設け、その中で具体案を盛り込ませる手法もある。条例と規則という種類の違いはあるが、行動の内容自体は変わらない。進めるにあたりどういったたたき台を作るか、両極端のものを見ていただく中で色々な意見を出していただくために、今回は2案を提案しご意見をいただいているところである。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでいじめや差別を受けて相談しても、泣き寝入りしかなかった。障害者差別解消法という法律の中では、対話をしながら解決をしていくという方法と、何か起きた時に斡旋をしてきちんと解決していく所（機関）を作りなさいとある。この『人権尊重のまちづくり条例』が障害者（児）や子どもや高齢者や外国人等すべての町民の上位に位置付けられるものであるならば、差別事案が発生した時にしっかり対応してくれるということを示してくれるすごく大事な条例だと思うので、必ず解決してもらえ方法があることが分かるような条例を望むところである。</li> </ul>
委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権条例を作るのに、播磨町には町長部局にも教育委員会にも「人権」という名のついた部署がない。実際に進めていくにあたり、どこが担当するのか心配であったが、組織を作るということで安心している。</li> <li>・調査委員会を立ち上げるつもりでいるが、部署を作るかどうかは、現段階では決まっていない状況である。ここで提案（答申に盛り込む）いただくのがいいのではないかと思う。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぜひ、「人権」という名のついた担当部署を作っていただきたい。 2案のどちらがいいかについては、細かいきちんとした骨組みがあるものがよく、基本的には案②に賛成する。ただ気になるのは、参考になっているのが〇〇市であり、外国人へのヘイトスピーチ等が頻繁に行われていた所。第3章の本邦外出身者に対する差別関連が多くなっている。特に第3章以降は播磨町に応じた内容にすべきと思う。文言をさわっただけでは使いにくい。第3章で使われている「差別的言動の拡散防止」や「差別的言動の禁止」等を第2章に入れ込めたらと思う。他にも推進計画について、播磨町人権施策審議会とあるが、播磨町人権委員会とは別の組織なのか同じ組織なのかどうか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての差別事象を解消または解決していくことが前提である。第2章と第3章の違いを見たときに、第2章は差別事象があって解決していく。第3章は意識をもってヘイトスピーチ等の差別をしていることが前提となっている。何を前提として解決や解消したいのか、もう少し整理した方がよい。条例そのものは定義をきちんとおさえるべきである。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整理すると、第3章は特定の対象者に特化したものになっており、その内容自体も播磨町には合っていない為、考え方の一貫性の問題と播磨町に合うようにすべきであるということ。委員は案①と案②の中庸的なモノを示していただいたと思う。いずれにしても今日は素案を作る前の骨子を検討するところまでさせていただきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2案をベースに考えてしまっているようだが、それは違うのではないか。あくまでも事例であるという説明であったと思うが。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考にして、考え方をすり合わせている状態である。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せっかく住民意識調査を行うのであれば、そのデータに基づいて考えればいいのではないか。順番が違うように思う。アンケートで播磨町の実態を調べて、その結果に応じた内容を話し合うべきではないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日は、条例の内容ではなくて骨子案という枠組みを決める為の話し合いの場である。 少し詳しく説明させていただくと、今日の第2回目の会議で条例の骨子案を検討いただき、その内容で9月中にアンケートを実施する。次の第3回の会議では今日の話し合いをもとに骨子案（条例素案）を再度提出させていただき、そのできた骨子案（素案）をもとに住民へパブリックコメントを募集する。それも踏まえて第4回の会議ではアンケート調査の結果分析を出し、検討する。どの差別事案が多いのか、何が一番気になるのか、再度、パブリックコメントで出した案に反映させていく。このように住民アンケートをベースに作り上げていく。そして第5回の会議で3回目の条例案の検討をする。第6回では再々</li> </ul>

<p>委員</p>	<p>度条例案を検討し、委員長から町長に返す答申案を検討する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査のことで疑問に思うことがある。レジュメの調査概要の対象者に「18歳以上の日本国籍を有する町民1,000名」と書いてあるが、その記載では、対象が在留韓国人か子どもが成長して日本国籍を取る時に自分も取る方しかいないのではないかと思う。皆さんパスポートは自国のもので日本国籍は持っていない場合が多いが、町民として在住している方がほとんどである。委員でも対象にならない者もいる。日本国籍を問われるようであれば、調査の結果自体疑問である。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載誤りである。住民票のある1,000人を抽出している為、外国籍の方も対象になっている。</li> </ul>
<p>委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回は、今回の協議を受けてパブリックコメント案を出していただけるということでよろしいか。播磨町に合ったもので、決意に終わらずどこまで踏み込むのかを考え、実現可能なものという意見などが出していた。それらを落とし込んで作成していただきたい。</li> </ul>
<p>事務局</p>	<p>&lt;3 連絡事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3回は10月7日（月）の10：00～</li> <li>播磨町役場第2庁舎 3階会議室2</li> </ul> <p>&lt;4 おわりに&gt;</p>